

恵庭市民スケート場の夏季の利活用に向けた サウンディング型市場調査実施要領

1. 調査名称

恵庭市民スケート場の夏季の利活用に向けたサウンディング型市場調査

2. 調査対象地

恵庭市民スケート場(恵庭市牧場51-28 他)

3. 調査目的

恵庭市は、札幌市と新千歳空港のほぼ中間に位置する、充実した都市機能と美しい田園環境、豊かな自然環境を有する道央圏の中核的な都市です。札幌や道外への交通利便性、さらに豊かな自然環境といった住みよいまちであることから、近年移住者や定住者が増えており、令和7年2月時点の人口は70,336人と過去最高水準を記録しています。

恵庭市民スケート場は、自然の中で本格的なスピードスケートリンクを楽しめる屋外スケート施設で、毎年、冬季限定(1月上旬から2月中旬)で開設され、市内小学校のスケート学習や地域住民が気軽にウィンタースポーツを楽しめる場として、長らく市民に親しまれております。

夏季(4月から11月)の利活用について、市では多目的なトレーニング場として位置付けておりましたが、施設の老朽化の問題・周辺環境の変化等の諸事情につき、近年は利用率が低下し、有効な活用策が見いだせていない状況です。現在は、夏季の維持管理業務については、恵庭市体育施設指定管理者である「NPO法人恵庭市スポーツ協会」が行っております。

本調査につきましては、現在の施設を活用した民間事業者による、夏季の敷地の活用、民間のノウハウを活用し、独立採算等、市の負担を伴わない市民スケート場の夏季の利活用について、専門的な知見を有する民間事業者の皆様から幅広く、ご意見・ご提案をいただくことを目的として行うものです。

4. 調査のスケジュール

日 程	内 容
令和7年6月9日(月)	サウンディング調査の実施要領を公表
令和7年6月9日(月)～ 6月25日(水)	現地見学会受付期間(期間内に随時申し込みを受け日程調整します)
令和7年6月11日(水)～ 6月27日(金)	現地見学会*別紙1様式
令和7年6月30日(月)～ 7月11日(金)	質問受付期間*別紙2様式
令和7年7月18日(金)	質問回答
令和7年7月21日(月)～ 8月20日(水)	参加申込受付期間*別紙3・4様式
令和7年7月28日(月)～ 8月27日(水)	個別聞き取り調査(対話)の実施期間
令和7年11月以降	調査結果概要の公表

※各日程について、開庁時間外は対応できません。

※開庁時間は、土日休祝日を除く平日の8:45～17:15です。

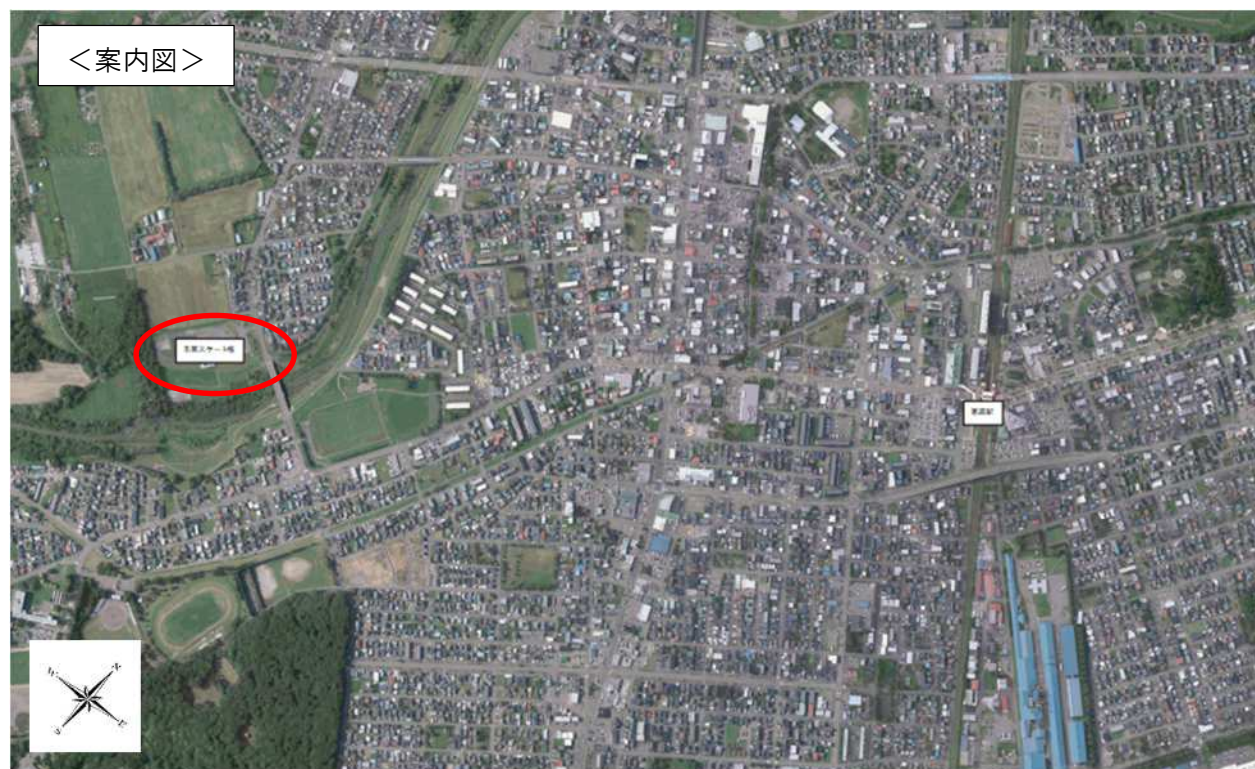
5. 市が土地・建物利活用で期待すること、条件等

- (1) 冬季(1月～2月)にスケート場を市民に提供する機能を維持する。
※冬季のスケート事業は市が実施するものとする
- (2) 原則、市から事業者への土地の貸付とし、売却はしない。
- (3) 夏季の利活用について、地域貢献に供するもので、一般利用(市民利用)枠を確保する。
- (4) 原則、市が管理運営費用の負担を行わない。
- (5) 冬季のスケート場機能を有していれば、施設の改修要否・内容・方法については限定しない。

6. 調査対象地の基本情報

		調査対象地 (恵庭市民スケート場)
土地 の 状 況	対象地	恵庭市牧場 51-28 51-29 51-30 53-4 60-3 60-4 61-2 62-2 63-3 63-4
	地目	雑種地
	所有	市
	敷地面積	20,290.65 m ²
	その他	スケートリンクの南側は一部、河川敷地(市非所有)となります
建物 の 状 況	対象地	恵庭市牧場 60-3
	延床面積	204 m ² 平屋建て
	建物名称	市民スケート場管理棟(倉庫、事務室、男女トイレ、控室 等)
敷地内・周辺の公共施設		桜町多目的広場、漁川
アクセス		【車利用】 道央自動車道 恵庭ICから道道恵庭岳公園線を北東方向へ 約3分(1.5km) 【バス利用】 JR恵庭駅(東口)からえにわコミュニティーバスに乗車し、 「日の出団地」停留所で下車(約7分) 【徒歩】 JR千歳線「恵庭駅(西口)」から約27分(約2.0km)
その他状況		対象地横のゲートボールコート及びアイスホッケーリンクについては、 現在は廃止につき使用されておりません。

7. 案内図・位置図



8. 対話の内容

具体的な対話を行うため、次の対話項目を記入した「対話資料」(別紙4)を対話予定日の1週間前までにご提出ください。

なお、自らが事業の実施主体となることを前提とし、実現可能な範囲でのご意見・ご提案をお願いします。

当日は、事前にご提出いただいた資料に沿ってご説明いただいた後、質問を交えながら対話を進めていきますが、一部お答えいただけない項目・内容があっても構いません。

【対話項目】

- ①利活用方法
- ②対象施設への評価 ※立地環境や面積など、対象施設を利活用する上での評価
- ③事業のアイデア
- ④希望条件
- ⑤その他

9. 参加対象者

参加対象者は事業の実施主体となる意向を有する事業者又は事業者のグループとします。

ただし、次のいずれかに該当する場合を除きます。

- ①地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ②参加申込書提出時点で、(指名停止措置要綱等)に基づく指名停止を受けている者
- ③会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立て(法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。)がなされている場合
- ④民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている場合
- ⑤暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。))又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている場合。
- ⑥政治団体(政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 3 号第 1 項に規定する政治団体及びこれに類する団体
- ⑦宗教団体(宗教法人法(昭和 26 年法律第 126 号)第 2 条に規定する宗教団体及びこれに類する団体
- ⑧公序良俗に反する事業、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(宗教法人法(昭和 23 年法律第 122 号)第 2 条に規定する事業を営む者
- ⑨国税、都道府県税・市税等を滞納している者

10. 対話実施の流れ

(1) 現地見学会の開催(事前申込制)

対象施設の概要について、対話への参加を希望する事業者向けに現地見学会を実施します。現地見学会を希望される方は、「現地見学会申込シート」(別紙1)に必要事項を記入の上、Eメールによりお申し込みください。

なお、申込み時のEメールの件名は「現地見学会申込」としてください。

※現地見学会の参加は、対話申込の条件ではありません。

① 申込期間

令和7年6月9日(月)から令和7年6月25日(水)17時

② 開催期間

令和7年6月11日(水)から令和7年6月27日(金)17時

③ 会場

恵庭市民スケート場(恵庭市牧場53-4 他)

※お車で越しの場合は場内の駐車スペースをご利用ください。

④ 申込先

Eメール:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp

(2) 質問の受付

対話をする上の不明点について、質問を受付けます。質問を希望される方は「質問シート」(別紙2)に必要事項を記入の上、Eメールによりお申込みください。

なお、申込み時のEメールの件名は「質問申込」としてください。

【質問受付期間】令和7年6月30日(月)から令和7年7月11日(金)17時

【申込先】Eメール:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp

電話:0123-25-5727(直通)

【質問回答日】令和7年7月18日(金)

(3) 対話参加の申込

対話への参加を希望する事業者は、「エントリーシート」(別紙3)及び「対話資料」(別紙4)に必要事項を記入し、Eメールによりお申し込みください。

なお、申込み時のEメールの件名は「サウンディング参加申込」とし、受信確認のため、送信後に申込先の担当者へ電話(平日 8:45~17:15 まで)にて送信した旨ご連絡ください。

【受付期間】令和7年7月21日(月)から令和7年8月20日(水)17時

【申込先】Eメール:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp

電話:0123-25-5727(直通)

※対話資料は対話予定日の1週間前までにご提出ください。

(4)個別対話の実施

幅広く意見交換を行う場として、提案事業者との個別対話を行います。

参加申込の受付後、申込者へ実施日時及び実施場所を個別にご連絡いたします。

ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

【実施期間】令和7年7月28日(月)から令和7年8月27日(水)の

午前9時～午後5時(終了時刻)※土日祝日を除く

※対面での対話を基本としますが、遠方からのご参加など、対面参加が難しい場合は

オンライン参加も可いたしますので、申込の際にご相談ください。

11.留意事項

(1)サウンディング参加に関する費用

サウンディング参加に関する費用(書類作成、個別対話等への費用等)については、参加者の負担とします。

(2)参加事業者の取扱い

当該案件に関して、今後事業者の公募を実施する場合、本サウンディングへの参加実績が優位性を持つものではありません。

ご提案いただいた内容は、当該案件活用の公募条件等を検討・決定する際の参考としますが、必ずしも条件に反映されるものではありません。

(3)追加対応への協力

本サウンディング終了後も、必要に応じて追加対話(文書照会を含む)を実施する場合がございます。

(4)実施結果の公表

対話の実施結果については、概要を恵庭市公式ウェブサイトで公表します。

公表にあたっては、事前に参加企業等に内容の確認を行います。

参加企業等の名称および企業ノウハウに係る内容は、一切公表いたしません。

【本件に関する問合せ・申込先】

〒061-1442 北海道恵庭市緑町2丁目1-1えにあす内

恵庭市保健福祉部課健康スポーツ課／えにあす 2 階

電話:0123-25-5727(直通)

Eメール:kenkousports@city.eniwa.hokkaido.jp